

平成26年3月17日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成25年(レ)第669号 貸金請求控訴事件

(原審・大阪簡易裁判所 平成24年(ハ)第37206号)

(口頭弁論終結日 平成26年2月7日)

判 決

大阪市淀川区西中島5丁目7番11号

控訴人(原審原告)

株式会社ギルド

同代表者代表取締役

中野大輔

同訴訟代理人支配人

石田和仁

被控訴人(原審被告)

同訴訟代理人弁護士

藤村元気

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、95万7924円及びうち33万5363円に対する平成24年12月15日から支払済みまで年26.28%の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、金銭消費貸借契約に基づき、貸金残元金33万5363円及び期限の利益を喪失した日の翌日である平成14年3月30日から平成24年12月14日までの確定遅延損害金62万2561円の合計95万7

924円並びに残元金に対する平成24年12月15日から支払済みまで利息制限法所定の制限利率である年26.28%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が、被控訴人の負担する貸金債務は商事消滅時効に消滅したとして控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実及び後掲証拠により容易に認められる事実）

(1) 控訴人は、金融業並びに金銭消費貸借の媒介及び借入業務の代行業及び債権の回収等を業とする株式会社である。

(2) 控訴人（当時の商号はハッピークレジット株式会社）は、平成14年1月7日、被控訴人との間で、極度額を100万円として、次の約定の消費貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

ア 利息 年率29.2%

イ 遅延損害金 年率29.2%

ウ 分割金の返済日 初回借入日から32日以内及び前回入金日の翌日より起算して31日以内

エ 分割金の支払期日までに利息又は元金の支払を怠った場合は当然に期限の利益を失い、残元金に損害金を合わせて一時に支払う。

(甲1)

(3) 被控訴人は、平成14年1月7日、本件契約に基づき、控訴人より40万円を借り入れ、同年2月13日及び26日に、それぞれ1万3000円を弁済した。被控訴人は、同日、控訴人より5000円を借り入れた後、同年3月29日に支払うべき分割金の支払を怠り、期限の利益を喪失した（以下、被控訴人が控訴人より借り入れた貸金債務を「本件貸金債務」という。）。

(甲2)

(4) 被控訴人は、控訴人に対し、平成14年4月19日に6万円を、同年6月18

日に2万円を、それぞれ、本件貸金債務の弁済として支払った。

(甲2)

(5) 被控訴人は、控訴人に対し、平成24年11月13日に2000円を、同月19日に30万円を、それぞれ本件貸金債務の弁済として支払った。

(甲2)

(6) 被控訴人は、控訴人に対し、原審第1回口頭弁論期日において、本件貸金債務につき消滅時効を援用するとの意思表示をした。

## 2 争点

- (1) 被控訴人が時効援用権を喪失したか否か
- (2) 相殺の可否

## 3 争点についての当事者の主張

(1) 争点(1)(被控訴人が時効援用権を喪失した否か)について  
(控訴人の主張)

ア 被控訴人は、控訴人に対し、前記1(5)のとおり、平成24年11月13日及び同月19日に、本件貸金債務の弁済として合計30万2000円を支払った。したがって、被控訴人は、本件貸金債務について、平成24年11月13日及び同月19日に債務承認をしたものであり、消滅時効完成後に、消滅時効の援用権を放棄または喪失した。

イ 被控訴人は、控訴人が、本件貸金債務の消滅時効の中断を図るべく、威圧的かつ詐欺的な手法を用いて被控訴人に債務承認をさせたと主張する。しかし、控訴人は、分割弁済を認めるかのような対応をして甘言を弄したり、被控訴人を威圧したり、消滅時効完成後の債務承認を意図して被控訴人を教唆したこともない。控訴人は、被控訴人に対し、貸金業法及び関係法令、社内規定を遵守した適切な取立行為を行ったにすぎない。被控訴人による弁済の申出及び弁済額は、いずれも、被控訴人自らが提案したものである。

(被控訴人の主張)

取引経験、法的知識において圧倒的に勝る債権者が時効の完成を知りつつ、法的に無知な債務者にあえてこれを告げないまま債務の一部の弁済をさせたような場合や、債権者が時効完成後甘言を弄して少額の弁済をさせて残元金及び多額に上る遅延損害金を請求するような場合は、消滅時効の援用を放棄又は喪失したとの債権者の期待や信頼を保護する必要はなく、債務者が時効を援用することは信義則に反しないこともあり得る。

本件においては、取引経験、法的知識において圧倒的に勝る控訴人が、消滅時効の存在を知りつつ、自らの責任で消滅時効を完成させたのにもかかわらず、法的に無知な被控訴人にあえて消滅時効について告げないまま一部弁済をさせているのであるから、消滅時効の援用を放棄または喪失したとの控訴人の期待や信頼を保護する必要はない。

(2) 争点(2) (相殺の可否)

(被控訴人の主張)

- ア 株式会社信和（以下「信和」という。）は、被控訴人との間で、平成6年9月13日に金銭消費貸借契約（以下「本件信和貸金契約」という。）を締結し、信和は、同契約に基づき、同日から平成14年4月22日までの間、利息制限法所定の制限利率を超える利息の約定により、別紙計算書の「年月日」、「借入金額」及び「弁済額」欄記載のとおり、金銭の借入れと弁済を繰り返した（以下、信和と被控訴人との間の上記計算書記載の取引を「本件信和貸金取引」という。）。
- イ 控訴人（当時の商号はトライト株式会社）は、平成16年4月12日、信和を吸収合併し、控訴人が、本件信和貸金契約に係る権利義務及び契約上の地位を承継した。
- ウ 被控訴人が本件信和貸金取引においてした弁済のうち、利息制限法所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると、別紙計算書のとおり過払金121万5717円が発生し

ている。

エ 控訴人は、悪意の受益者であり、被控訴人は、控訴人に対し、121万5717円の不当利得返還請求権がある。被控訴人は、原審第1回口頭弁論期日において、上記不当利得返還請求権を自働債権とし、本件貸金債務を受働債権として、対当額で相殺する旨の意思表示をした。これにより、本件貸金債務は消滅した。

(控訴人の主張)

ア 本件信和貸金契約及び本件信和貸金取引があったこと、控訴人が信和の権利義務関係を承継したことは認め、控訴人が悪意の受益者であることは否認する。

イ 相殺の遡及効によって弁済の効果を覆すことはできないから、相殺適状時期は、本件貸金債務につき最終弁済がされた平成24年11月19日以降であり、そのときには既に被控訴人の過払金返還請求権は時効消滅していたから、本件貸金債務との相殺は許されない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

証拠（甲2～5、乙2、7、12、原審における被控訴人本人。ただし、甲4のうち、認定事実と反する部分は採用しない。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 控訴人は、本件貸金債務につき、平成14年6月18日に被控訴人から2万円の弁済を受けて以降、平成22年2月25日までの間、被控訴人に対して本件貸金債務の支払を請求していなかった。控訴人は、同日から平成24年8月29日までの間、督促状や「最後通告書」と題する書面等を発送していたが、被控訴人の応答はなかった。（甲5）
- (2) 控訴人の担当者は、同年11月2日午後3時05分頃、被控訴人宅を訪問し、訪問通知書と題する書面を投函した。同通知書には、被控訴人の債務額が140万7376円であり、そのうちの残元金が34万8284円で、遅延損害金が1

05万0454円との記載があった。控訴人の担当者は、同日午後8時03分頃、被控訴人の自宅を再度訪問した。その際、被控訴人は不在であり、被控訴人の母が控訴人担当者に対応した。(甲5, 被控訴人本人)

(3) 被控訴人は、控訴人担当者が被控訴人の自宅を訪問したことを知り、同月13日午前11時01分頃、控訴人の担当者に電話をかけた。被控訴人は、控訴人の担当者に対し、他社の訴訟や差押えはなく、今回の訪問により被控訴人の母親のみ本件貸金債務の存在を知ることになったことや、自宅及び携帯電話の電話番号、現在の勤務先や勤務状況、給与額などについて知らせた。また、控訴人の担当者は、被控訴人に対し、「とにかく返してほしい。」「一括で全額払って欲しい。」と、一括全額の支払を求めたが、被控訴人は、これに対し、一括で支払うことはできないと述べた。控訴人の担当者は、被控訴人に対し、短期での分割払を提案したが、被控訴人は、これについても分割払が可能であるとは返答しなかったため、控訴人の担当者は、少額でよいから直ちに支払うべきであり、悪質な滞納者では分割払の話をすることもできないなどと被控訴人に告げた。被控訴人は、少額でも支払えば分割の支払に関して控訴人と交渉することが可能となるかもしれないと思い、控訴人の担当者に対し、2000円を支払う旨の提案をした。被控訴人は、その直後に母親から2000円を借りて、同日中に、控訴人に対し、本件貸金債務の弁済として、2000円を振り込んで支払った。

(甲3, 5, 乙12, 被控訴人本人)

(4) 被控訴人は、2000円を所定の口座に振り込んだ直後の同日午前11時31分頃、控訴人に対して電話をし、指定された口座に2000円を振り込んだことを報告した。すると、控訴人の担当者は、さらに数十万円の単位で振り込むように被控訴人に求めた。(甲4, 乙7)

(5) 被控訴人は、同月19日、叔母から30万円を借りて、控訴人に対し、本件貸金債務の弁済として、所定の口座に3回に分けて各10万円ずつ(合計30万円)を振り込んで支払った後、控訴人に対して電話をかけ、30万円を支払ったと報

告した。控訴人の担当者は、電話をかけてきた被控訴人に対し、本件貸金債務の残額を支払うように求めた。(甲4, 5, 乙7)

(6) 被控訴人は、同月22日、控訴人に対し、電話をかけ、親戚から30万円を借りることができることを報告した。また、被控訴人は、同月26日、28日、29日、30日及び12月3日の各日に、控訴人に対して電話をかけ、被控訴人の妹から30万円を借りようとしていることなど現況を報告した。(乙7)

(7) 被控訴人は、同月4日、控訴人の担当者に電話をし、弁護士と相談した結果、取引履歴の確認をした上で支払に応じるか否かを検討するため、その間は支払を停止する旨述べて、本件貸金債務の残額を支払わない旨を明らかにした。(甲4, 5, 乙7)

## 2 争点(1) (被控訴人が時効援用権を喪失したか否か)

(1) 前提事実によれば、控訴人は、債権の回収等を業とする会社であり、担当者は、債権回収を主たる業務としているのであるから、債権管理の一環として、本件貸金債務を含む控訴人の貸金債権が5年の商事消滅時効に係り、債務者が消滅時効を援用すれば債務が消滅するが、債務者が債務承認をすれば消滅時効の援用ができなくなることを当然に認識していたものといえる。一方で、被控訴人はいわゆる一般消費者であり、前記認定した消滅時効完成後の弁済に関する控訴人担当者との交渉経緯からも明らかなおり、商事消滅時効の完成及びその援用に関して何ら法的な知識を有していなかったものと認められる。

また、控訴人は、商事消滅時効が完成した日から2年以上経過した平成22年頃になるまでの間、何ら債権回収手続をとっておらず、それからさらに約2年が経過した平成24年11月2日になって、残元金が約34万円であるのに対して、遅延損害金はその約3倍弱にも及ぶ約105万円との記載のある訪問通知書を被控訴人宅に持参して投函する方法を用いて取立てを行うといった、被控訴人に約140万円という多額の負債があり、その債務を控訴人が被控訴人宅まで取立てに来ていることを印象づける行為に及んでいる。

さらに、訪問通知書を見て電話をかけてきた被控訴人に対し、控訴人の担当者は、約140万円もの金銭を一括して支払うよう求め、一括で支払うことができないと述べる被控訴人に対し、少額でよいから直ちに支払うべきであり、悪質な滞納者では分割払の話をすることもできないなどと告げて、債務額と比較して約0.1%にしか相当しない2000円の支払をさせ、その後には数十万円単位の支払をも要求している。

なお、被控訴人は、2000円を弁済した後に、叔母から借りた30万円を本件貸金債務の弁済として支払い、その後も残額の支払のために、親戚からお金借りようと試みるなど金策に奔走し、控訴人に電話をかけるなどしているが、これは、残元金以外に、その約3倍にも及ぶ遅延損害金の一括支払を求められ、しかも、現在の就業先や給与額まで聴取された被控訴人が、控訴人による取立行為によって心理的な圧迫を受けていたことによるものと推認できる。

(2) 消滅時効の完成後に債務者が債務を承認することは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、債権者において、債務者がもはや時効の援用をしない趣旨であると考えらるであろうから。(最高裁昭和37年(オ)第1316号同41年4月20日大法廷判決・民集20巻4号702頁参照)、一般的には、その後は債務者において消滅時効を援用することは信義則上許されないといえるとしても、上記(1)のとおり、控訴人の取立行為は、消滅時効に関して法的な知識に乏しい被控訴人が、多額の遅延損害金を含む残元金を一括して全額で支払うよう求められた後に、少額でも支払えば分割の支払に関して控訴人と交渉することが可能となるかもしれないとの心理的状态になることを利用して、2000円という少額金額の支払をもって消滅時効の援用を封じ、その後、残元金とともに、債権回収をしていなかった間に元金の約3倍にも膨れあがった遅延損害金を得ようとするものであって、このような控訴人の対応は、被控訴人の無知に乗じ、上記判決を利用して、時効を援用する道を封じて、高額の債権を回収せんとするものといえることができる。このような控訴人との関係で、被控訴人において本件貸金債



務の時効を援用することは信義則に反するものとはいえない。したがって、被控訴人の時効の援用により本件貸金債務は消滅したものと解するのが相当である。

- 3 以上によれば、控訴人の被控訴人に対する請求は理由がないとした原審の判断は相当であって、その余の点（争点(2)）を判断するまでもなく、本件控訴には理由がない。よって、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第17民事部

裁判長裁判官

杉 浦 徳 宏

裁判官

浦 上 薫 史

裁判官

札 本 智 広

## 別 紙

## 利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は周年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は周年を366日とする。)

債務者:

会員番号:

業名: (株)ギルド

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
1	1994/9/13	350,000		0.18				350,000		
2	1994/9/21		20,000	0.18	8	1,380	0	331,380	0	0
3	1994/10/21		20,000	0.18	30	4,902	0	316,282	0	0
4	1994/11/22		20,000	0.18	32	4,991	0	301,273	0	0
5	1994/12/22		20,000	0.18	30	4,457	0	285,730	0	0
6	1995/1/23		20,000	0.18	32	4,509	0	270,239	0	0
7	1995/2/22		20,000	0.18	30	3,998	0	254,237	0	0
8	1995/3/22		20,000	0.18	28	3,510	0	237,747	0	0
9	1995/4/5	100,000		0.18	14	1,641	1,641	337,747	0	0
10	1995/4/21		20,000	0.18	16	2,664	0	322,052	0	0
11	1995/5/23		20,000	0.18	32	5,082	0	307,134	0	0
12	1995/6/5	100,000		0.18	13	1,969	1,969	407,134	0	0
13	1995/6/22		20,000	0.18	17	3,413	0	392,516	0	0
14	1995/7/24		20,000	0.18	32	6,194	0	378,710	0	0
15	1995/8/23		20,000	0.18	30	5,602	0	364,312	0	0
16	1995/9/25		20,000	0.18	33	5,928	0	350,240	0	0
17	1995/10/11	50,000		0.18	16	2,763	2,763	400,240	0	0
18	1995/10/23		21,000	0.18	12	2,368	0	384,371	0	0
19	1995/11/27		20,000	0.18	35	6,634	0	371,005	0	0
20	1995/12/22		20,000	0.18	25	4,574	0	355,579	0	0
21	1996/1/23		20,000	0.18	32	5,600	0	341,179	0	0
22	1996/2/8	50,000		0.18	16	2,684	2,684	391,179	0	0
23	1996/2/20		20,000	0.18	12	2,308	0	376,171	0	0
24	1996/3/21		20,000	0.18	30	5,550	0	361,721	0	0
25	1996/4/23		20,000	0.18	33	5,870	0	347,591	0	0
26	1996/5/1	18,846		0.18	8	1,367	1,367	366,437	0	0
27	1996/5/21		20,000	0.18	20	3,604	0	351,408	0	0
28	1996/6/21		20,000	0.18	31	5,357	0	336,765	0	0
29	1996/7/24		20,000	0.18	33	5,465	0	322,230	0	0
30	1996/8/21		20,000	0.18	28	4,437	0	306,667	0	0
31	1996/9/27		20,000	0.18	37	5,580	0	292,247	0	0
32	1996/10/23		20,000	0.18	26	3,736	0	275,983	0	0
33	1996/10/30	30,913		0.18	7	950	950	306,896	0	0
34	1996/11/21		20,000	0.18	22	3,320	0	291,166	0	0
35	1996/12/24		20,000	0.18	33	4,725	0	275,891	0	0
36	1997/1/21		20,000	0.18	28	3,806	0	259,697	0	0
37	1997/2/7	15,670		0.18	17	2,177	2,177	275,367	0	0
38	1997/2/24		20,000	0.18	17	2,308	0	259,852	0	0
39	1997/3/24		20,000	0.18	28	3,588	0	243,440	0	0
40	1997/4/24		20,000	0.18	31	3,721	0	227,161	0	0
41	1997/5/23		20,000	0.18	29	3,248	0	210,409	0	0
42	1997/6/24		20,000	0.18	32	3,320	0	193,729	0	0
43	1997/7/23		20,000	0.18	29	2,770	0	176,499	0	0
44	1997/8/22		20,000	0.18	30	2,611	0	159,110	0	0
45	1997/9/24		20,000	0.18	33	2,589	0	141,699	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日數	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
46	1997/10/22		20,000	0.18	28	1,956	0	123,655	0	0
47	1997/11/26		20,000	0.18	35	2,134	0	105,789	0	0
48	1997/12/24		20,000	0.18	28	1,460	0	87,249	0	0
49	1998/1/22		20,000	0.18	29	1,247	0	68,496	0	0
50	1998/2/24		20,000	0.18	33	1,114	0	49,610	0	0
51	1998/3/24		20,000	0.18	28	685	0	30,295	0	0
52	1998/4/22		20,000	0.18	29	433	0	10,728	0	0
53	1998/5/21		20,000	0.18	29	153	0	-9,119	0	0
54	1998/6/11	50,000		0.18	21	0	0	40,855	-26	0
55	1998/6/22		25,000	0.18	11	221	0	16,076	0	0
56	1998/7/23		25,000	0.18	31	245	0	-8,679	0	0
57	1998/8/24		25,000	0.18	32	0	0	-33,679	-38	-38
58	1998/9/22		25,000	0.18	29	0	0	-58,679	-133	-171
59	1998/10/22		25,000	0.18	30	0	0	-83,679	-241	-412
60	1998/11/26		21,000	0.18	35	0	0	-104,679	-401	-813
61	1998/12/25		20,000	0.18	29	0	0	-124,679	-415	-1,228
62	1999/1/22		20,000	0.18	28	0	0	-144,679	-478	-1,706
63	1999/2/23		20,000	0.18	32	0	0	-164,679	-634	-2,340
64	1999/3/3	140,935		0.18	8	0	0	-26,264	-180	0
65	1999/3/3		20,000	0.18	0	0	0	-46,264	0	0
66	1999/3/24	158,728		0.18	21	0	0	112,331	-133	0
67	1999/4/26		29,000	0.18	33	1,828	0	85,159	0	0
68	1999/5/6	120,000		0.18	10	419	419	205,159	0	0
69	1999/5/21		29,000	0.18	15	1,517	0	178,095	0	0
70	1999/6/1	50,000		0.18	11	966	966	228,095	0	0
71	1999/6/22		24,000	0.18	21	2,362	0	207,423	0	0
72	1999/7/22		40,000	0.18	30	3,068	0	170,491	0	0
73	1999/8/16	50,000		0.18	25	2,101	2,101	220,491	0	0
74	1999/8/25		40,000	0.18	9	978	0	183,570	0	0
75	1999/9/6	112,481		0.18	12	1,086	1,086	296,051	0	0
76	1999/9/24		40,000	0.18	18	2,627	0	259,764	0	0
77	1999/9/27	122,045		0.18	3	384	384	381,809	0	0
78	1999/10/22		40,000	0.18	25	4,707	0	346,900	0	0
79	1999/10/26	20,657		0.18	4	684	684	367,557	0	0
80	1999/11/25		39,000	0.18	30	5,437	0	334,678	0	0
81	1999/11/26	15,258		0.18	1	165	165	349,936	0	0
82	1999/12/24		40,000	0.18	28	4,831	0	314,932	0	0
83	2000/1/21		38,000	0.18	28	4,339	0	281,271	0	0
84	2000/1/25		3,000	0.18	4	553	0	278,824	0	0
85	2000/1/27	38,806		0.18	2	274	274	317,630	0	0
86	2000/2/22		40,000	0.18	26	4,061	0	281,965	0	0
87	2000/2/29	20,455		0.18	7	970	970	302,420	0	0
88	2000/3/22		40,000	0.18	22	3,272	0	266,662	0	0
89	2000/4/6	19,801		0.18	15	1,967	1,967	286,463	0	0
90	2000/4/25		40,000	0.18	19	2,676	0	251,106	0	0
91	2000/4/27	16,408		0.18	2	246	246	267,514	0	0
92	2000/5/22		40,000	0.18	25	3,289	0	231,049	0	0
93	2000/6/23		40,000	0.18	32	3,636	0	194,685	0	0
94	2000/6/30	39,197		0.18	7	670	670	233,882	0	0
95	2000/7/24		40,000	0.18	24	2,760	0	197,312	0	0
96	2000/8/21		40,000	0.18	28	2,717	0	160,029	0	0
97	2000/9/21		40,000	0.18	31	2,439	0	122,468	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
98	2000/9/22	58,408		0.18	1	60	60	180,876	0	0
99	2000/10/23		40,000	0.18	31	2,757	0	143,693	0	0
100	2000/11/2	17,641		0.18	10	706	706	161,334	0	0
101	2000/11/22		40,000	0.18	20	1,586	0	123,626	0	0
102	2000/12/1	19,124		0.18	9	547	547	142,750	0	0
103	2000/12/26		40,000	0.18	25	1,755	0	105,052	0	0
104	2001/1/23		40,000	0.18	28	1,449	0	66,501	0	0
105	2001/2/9	36,939		0.18	17	557	557	103,440	0	0
106	2001/2/22		40,000	0.18	13	663	0	64,660	0	0
107	2001/3/1	19,440		0.18	7	223	223	84,100	0	0
108	2001/3/22		40,000	0.18	21	870	0	45,193	0	0
109	2001/3/29	20,496		0.18	7	156	156	65,689	0	0
110	2001/4/24		40,000	0.18	26	842	0	26,687	0	0
111	2001/5/11	17,001		0.18	17	223	223	43,688	0	0
112	2001/5/22		40,000	0.18	11	236	0	4,147	0	0
113	2001/5/24	20,603		0.18	2	4	4	24,750	0	0
114	2001/6/26		40,000	0.18	33	402	0	-14,844	0	0
115	2001/7/6	15,429		0.18	10	0	0	565	-20	0
116	2001/7/24		40,000	0.18	18	5	0	-39,430	0	0
117	2001/7/26	20,509		0.18	2	0	0	-18,931	-10	0
118	2001/8/23		40,000	0.18	28	0	0	-58,931	-72	-72
119	2001/8/24	19,029		0.18	1	0	0	-39,982	-8	0
120	2001/9/26		40,000	0.18	33	0	0	-79,982	-180	-180
121	2001/9/27	16,114		0.18	1	0	0	-64,058	-10	0
122	2001/10/29		40,000	0.18	32	0	0	-104,058	-280	-280
123	2001/10/31	16,512		0.18	2	0	0	-87,854	-28	0
124	2001/11/27		10,000	0.18	27	0	0	-97,854	-324	-324
125	2001/12/26		40,000	0.18	29	0	0	-137,854	-388	-712
126	2002/1/29		10,000	0.18	34	0	0	-147,854	-642	-1,354
127	2002/2/26		10,000	0.18	28	0	0	-157,854	-567	-1,921
128	2002/4/22		1,057,863	0.18	55	0	0	-1,215,717	-1,189	-3,110
129				0.18	0	0	0	0	0	0
130				0.18	0	0	0	0	0	0
131				0.18	0	0	0	0	0	0
132				0.18	0	0	0	0	0	0
133				0.18	0	0	0	0	0	0
134				0.18	0	0	0	0	0	0
135				0.18	0	0	0	0	0	0
136				0.18	0	0	0	0	0	0
137				0.18	0	0	0	0	0	0
138				0.18	0	0	0	0	0	0
139				0.18	0	0	0	0	0	0
140				0.18	0	0	0	0	0	0
141				0.18	0	0	0	0	0	0
142				0.18	0	0	0	0	0	0
143				0.18	0	0	0	0	0	0
144				0.18	0	0	0	0	0	0
145				0.18	0	0	0	0	0	0
146				0.18	0	0	0	0	0	0
147				0.18	0	0	0	0	0	0
148				0.18	0	0	0	0	0	0
149				0.18	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

平成 26年 3月 17日

大阪地方裁判所 第 17 民事部

裁判所書記官 新屋 久美

